

令和元年度水産物輸出産地緊急対策事業助成要領

制 定 令和 2 年 2 月 28 日
元水漁第 1512 号 水産庁長官承認
水産物・水産加工品輸出拡大協議会

水産物・水産加工品輸出拡大協議会（以下「協議会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び水産物輸出産地緊急対策事業実施要領（令和 2 年 1 月 30 日付け元水漁第 1296 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき水産物輸出産地緊急対策事業（以下「本事業」という。）を実施するため、以下のとおり水産物輸出産地緊急対策事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）及び「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）等に基づき水産物の輸出拡大の取組を行う必要がある。

このため、輸出拡大を目指す水産加工業者等に対して、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器の導入に要する経費について支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 協議会は、日本産水産物の計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、公募の上、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器の導入に要する経費について助成金を交付するものとする。

2 協議会は、前項の事業に係る日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を公募し、協議会が設置する計画認定委員会において、審査を行うものとする。協議会は、審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、水産加工業者等に対する機器の購入経費交付事務、その他前項の事業の管理運営を行うものとする。

(プロジェクトの要件)

第3条 支援対象となるプロジェクトは、以下の(1)から(3)までの要件を全て満たすこととし、プロジェクトが(4)に該当する場合には、審査において優先配慮することとする。

- (1) 日本産水産物を計画的に輸出する取組であること。
- (2) 計画を達成するための考え方が含まれており、輸出額の計画的な増加が見込まれていること。
- (3) プロジェクトを実施しようとする者(以下「プロジェクト申請者」という。)は、GFP(農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト)のコミュニティサイト(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html>)に登録している者であること。
- (4) 「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく重点品目を輸出する事業(漁船漁業による漁獲物を原料とする場合にあっては、このうち次のア又はイに該当するもの)
 - ア 「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」(平成28年1月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知)第2の1に規定する大規模流通・輸出拠点漁港(以下「大規模流通・輸出拠点漁港」という。)、水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾又はそれらの港と同等の水揚げを有する漁港若しくは港湾から原料を調達し輸出する事業
 - イ 大規模流通・輸出拠点漁港又は水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾において一体的に整備される水産物流通センターを活用して輸出する事業

(助成対象経費及び助成率)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件(当該条件を求める者が作成した書類により確認できるものに限る。)への適合に必要な機器の購入経費とする。

2 助成率は、助成対象経費の1/2を上限とする。

(プロジェクトの計画の作成)

第5条 プロジェクト申請者は、別記様式第1号によりプロジェクトの計画承認申請書(以下「輸出計画書」という。)を作成し、協議会に提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(輸出計画書の審査・承認)

第6条 協議会は、学識経験者、有識者、専門家等からなる計画認定委員会を開催し、提出された輸出計画書について審査を行い、実施要領別記第4の2の(2)の規定に基づき、

審査結果を実施要領別紙様式4により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第7条 輸出計画書の承認を受けたプロジェクト申請者は、協議会が別に通知する提出期限までに、協議会に対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、協議会は適当と認める場合に、プロジェクト申請者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更、中止又は廃止しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

2 プロジェクト申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、協議会が助成金の交付の決定をする場合に付する条件とする。

- (1) 第7条により助成決定する旨の通知を受けたプロジェクト申請者（以下「プロジェクト実施者」という。）は、プロジェクトの内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、協議会の承認を受けなければならないこと。
- (2) プロジェクト実施者は、プロジェクトを中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、協議会の承認を受けなければならないこと。
- (3) プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はプロジェクトの遂行が困難となった場合においては、速やかにプロジェクトが予定の期間内に完了しない理由又はプロジェクトの遂行が困難となった理由及びプロジェクトの遂行状況を記載した書類を協議会に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) プロジェクト実施者は、プロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類をプロジェクトの完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第9条 プロジェクト実施者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を協議会に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 協議会は、第8条(2)の規定によるプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) プロジェクト実施者が、法令、本助成要領又は法令若しくは本助成要領に基づく協議会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合
- (3) プロジェクト実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要性なくなった場合

2 協議会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 協議会は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第11条 プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、協議会は、これに基づき助成金の概算払を行うことができるものとする。

(状況報告)

第12条 プロジェクト実施者は、プロジェクトの交付決定に係る年度の6月、9月及び12月の末日現在において別記様式第6号によりプロジェクトの遂行状況を作成し、それぞれ翌月15日までに協議会に提出するものとする。

2 プロジェクト実施者は、プロジェクトの完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間にわたり、別記様式第6-2号によりプロジェクトの遂行状況・機器の利用状況等についての報告書を作成し、各年度終了後60日以内に協議会に報告するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第13条 プロジェクト実施者は、プロジェクト終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により事業実績報告書を作成し、

協議会に提出するとともに、別記様式第 8 号により精算払請求書を作成し、協議会に助成金の交付を申請するものとする。

2 第 7 条第 2 項ただし書により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 7 条第 2 項ただし書に該当した当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をしたプロジェクト実施者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各プロジェクト実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに協議会に報告するとともに、協議会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第 14 条第 1 項の確定のあった翌年 6 月 20 日までに、同様式により協議会に報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第 14 条 協議会は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実態結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に通知する。

2 協議会は、プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、協議会は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（特許権等の取得報告等）

第 15 条 プロジェクト実施者は、プロジェクトの実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第 10 号の特許権等出願届出書を協議会に提出しなければならない。

2 プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 11 号の特許権等取得届出書を協議会に提出しなければならない。

3 プロジェクト実施者は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手續きについては、次のとおりとする。

- (1) プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第 12-1 号により事前に協議会と協議する。
- (2) プロジェクトを実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第 12-2 号により協議会に報告する。

(財産の管理等)

第 16 条 プロジェクト実施者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した機器（以下「導入機器」という。）については、プロジェクトの完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 導入機器を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(導入機器の処分の制限)

第 17 条 プロジェクト実施者は、導入機器（1 件あたりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。以下同じ。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供を含む）しようとするときは、あらかじめ別記様式第 13 号により、協議会の承認を受けなければならない。

2 前項に定める導入機器の処分制限期間は規則第 5 条の別表に掲げるものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 プロジェクト実施者は、第 8 条（4）の規定にかかわらず、導入機器で処分制限期間を経過しないものは、第 8 条（4）に規定する帳簿に加え、別記様式第 14 号による財産管理台帳及びその他関係書類を処分制限期間が終了するまで整備保管しなければならない。

(管理運営規程の内容)

第 19 条 プロジェクト実施者は、導入機器の管理運営が当該プロジェクトの趣旨に即して適正に行われるように別記様式第 15 号により管理運営規程を定め、協議会に報告するとともに、これに基づき管理運営を行うものとする。

(その他)

第 20 条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び協議会が協議の上、定めるものとする。